

令和3年12月16日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

国内誘客促進強化事業（道外プロモーション大規模イベント出展）
「第1回日本観光ショーケースin大阪・関西」に係る運営委託について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、下記のとおり募集いたします。

記

- 1 事業名 国内誘客促進強化事業（大規模イベント出展）
「第1回日本観光ショーケースin大阪・関西」に係る運営委託
- 2 事業目的 国内観光の魅力を訴求し、国内需要の拡大と市場の活性化を目指し、国内外のバイヤー（旅行代理店など）や一般旅行者、学校・教育関係団体、企業を対象として、ビジネスの場としての展示会や商談会、消費者向けのプロモーション、テストマーケティング等の機会の創出を目的とする「日本観光ショーケースin大阪・関西」に参加することにより、「北海道」の観光情報発信を効果的に展開する。Withコロナ時代において「新北海道スタイル」の新しい旅の提案を全国から参加する国内外のバイヤーに対して展示商談会やリアル商談に加え、オンライン商談会に参加し発信するとともに、関西圏の一般来場者を中心として直接プロモーションを実施し誘客促進を図ることを目的とする。
- 3 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和3年12月22日15:00までメール、個別での相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、12月23日以降に速やかに送信する。

担当：誘客推進事業部 国内誘客部
担当 山科
電話：011-231-5881
E-mail：m_yamashina@visithkd.or.jp

国内誘客促進強化事業（大規模イベント出展）

「第1回日本観光ショーケースin大阪・関西」に係る運営委託 企画提案指示書

1. 委託事業名

国内誘客促進強化事業（大規模イベント出展）

「第1回日本観光ショーケースin大阪・関西」に係る運営委託

2. 事業目的

「日本観光ショーケースin大阪・関西」で開催する日本最大級の観光産業イベントに参加することにより、「北海道」の観光情報発信を効果的に展開する。Withコロナ時代において「北海道スタイル」の新しい旅の提案を全国から参加する旅行会社やバイヤーに対して、展示商談会や直接交流するリアルな商談に加え、オンライン商談会に参加し発信するとともに、関西圏の一般来場者を中心として直接アプローチし誘客促進を図ることを目的とする。

3. 業務委託期間

令和3年12月下旬～令和4年3月28日

4. 委託業務内容

(1) 委託対象イベント

名称：「日本観光ショーケースin大阪・関西」（主催：実行委員会）

開催日時：令和4年3月25日（金）～27日（日）の3日間

会場：インテックス1号館、又は2号館

運営範囲：10小間（1小間 3mx3m）

(2) 業務内容

① イベント運営概要

- ・日本観光ショーケースでは、通常の旅行会社やバイヤーのほか、中学校・高等学校など教育旅行窓口関係者や就職斡旋企業窓口も来場予定を見込んでおり、BtoBをメインとした商談会を実施するため、バイヤー・北海道側出展者・事務局との連携を密にして商談会のマッチングを取りまとめること。
- ・各地域から出展希望団体等（15団体想定）との連絡調整を行うこと。
- ・その他、本事業に必要な運営を行うこと。

② イベントブースの装飾・企画・作成

- ・ブース装飾は、緊急事態宣言等により主催者が中止を決定した場合にキャンセル料が無料となる日本観光ショーケースが契約している施工業社を指定する。
- ・小間の中に効率的な商談テーブル6個以上を配置した商談用スペースを設置し、商談会を実施すること。
- ・機構で展開しているSNS登録促進プロモーションや北海道観光PRブースとしてポスターの掲示、又、北海道各自治体のパンフレットを効果的に配置すること。
- ・北海道観光PRブースである旨が来場者へ伝わり、集客に繋がるようブースデザイン等を工夫すること。また「HOKKAIDO LOVE」ロゴを積極的に活用すること。
- ・機構と協議の上、イベントブースに必要な掲示物を制作すること。

③ 実施報告書を契約期間最終日に提出をすること。

5. 予算上限額

委託料 5,400千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記予算に出展料10小間分3,630千円（税込）を含めない。

※本事業は新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合、又は事業が中止になる場合がある。以上の場合には、当機構と提案者の双方の協議により、提案内容の変更を行うこと、または契約を行わないことがある。

6. 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和3年12月22日15:00まで受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、12月23日以降に速やかに送信する。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- (1) 提出期限：令和3年12月24日15:00（必着）
- (2) 提出先：第16項参照のこと。
- (3) 提出方法：電子メールで行うこと。

（本企画提案指示書付随の参加表明書にて提出すること）

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限：令和4年1月5日12:00（必着）
- (2) 提出場所：第16項参照のこと。
- (3) 提出部数：企画提案書〔A4判〕5部、見積書5部
※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り4部は無記名でお願いします。
- (4) 提出方法：持参または郵送（配達記録や宅配便配達日指定など）による。
※郵送の場合は、提出期限当日までの消印があるものに限り受付し、メールにて郵送した旨を必ず連絡すること。

9. スケジュール

- (1) 審査会 令和4年1月6日予定
- (2) 結果通知 令和4年1月7日予定

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光の実情に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ① 指示内容が十分理解されているか。
- ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ③ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

1 1. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を満たしていること。
 - ① 民間企業又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体または他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
 - ⑦ 道内に本店もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）

1 2. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

1 3. 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

1 4. 留意事項

- (1) 本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や契約金額を変更することがあり得る。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) この指示書に定めのないものは、詳細を協議の上決定する。
- (4) 新型コロナウイルス感染対策の遵守
事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。
 - ① 道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。
 - ② 事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインを遵守すること。

1 5. その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
 - (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
 - (3) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。
- ※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことができない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、PCへの情報入力、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. 事業問合せ先及び参加表明、企画提案書等の提出先

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

担当：誘客推進本部 国内誘客部 山科宛

Email: m_yamashina@visithkd.or.jp

参加表明書

提出期限 令和3年12月24日(金) 15:00

「令和3年度 国内誘客促進強化事業（道外プロモーション大規模イベント出展）
「第1回日本観光ショーケースin大阪・関西」に係る運営委託」業務に係る企画提案
の参加表明をいたします。

会社名	
担当者名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	Email

※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る会社名、担当者名、連絡先情報を追記すること。